

# 愛知県国土利用計画審議会第47回特別委員会会議録

## ○日時

令和2年10月23日（金） 午前10時から午前11時5分まで

## ○場所

愛知県東大手庁舎 地下1階 入札室

## ○出席した委員（五十音順敬称略）

倉持香苗 武田美恵 中川弥智子 秀島栄三  
増田理子

（5名）

## ○出席した幹事

都市整備局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）

政策企画局企画調整部企画課長（代理）

環境局環境政策部自然環境課長（代理）

経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農林基盤局農地部農地計画課長（代理）

農林基盤局林務部林務課長（代理）

農林基盤局林務部森林保全課長（代理）

建設局道路維持課長（代理）

建設局河川課長（代理）

建築局公共建築部住宅計画課長（代理）

建築局建築指導課長（代理）

企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

## ○出席した事務局職員

都市整備局都市基盤部都市計画課長 齊藤保則

都市整備局都市基盤部都市計画課担当課長 梶田浩昭

課長補佐 鈴木系一

主査 後藤高志

主事 加藤あすな

1. 開会（事務局：鈴木都市計画課長補佐）

2. あいさつ

齊藤都市計画課長

3. 議題

愛知県土地利用基本計画（計画書）の改定等について

（1）愛知県土地利用基本計画（計画書）の改定について

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 後藤主査）から愛知県土地利用基本計画（計画書）の改定について説明した。

イ 質疑

無し。

（2）愛知県国土利用計画（第五次）の進捗管理方法の検討状況について

ア 説明

資料により、事務局（都市計画課 梶田担当課長）から愛知県国土利用計画（第五次）の進捗管理方法の検討状況について説明した。

イ 質疑

（秀島委員長）

それでは、事務局からの説明について、ご質問をいただきたいと思えます。

個人的な意見になるかもしれませんが、国土利用計画は他の土地利用の計画と絡んでいてそれぞれが達成できないと何となく国土利用計画も達成できない感じになっていて、それでは国土利用計画ができていないとなってしまうのか、そうじゃないのか。進捗管理のあり方は、議論の余地があるのではないかと考えております。皆様からのご意見を伺ってみたいと思えます。

（倉持委員）

資料3「国土利用計画の進捗管理方法（案）について」の2（2）ですが、進捗管理として、目標年次の中間期にも満足度、意識調査をすることは良い取り組みと思えます。

具体的にどのような質問をどのような形で行うのかイメージでも良いのでお答えいただければと思えます。

（事務局：都市計画課）

国土利用計画の改定期には、どのような土地利用の問題があるかなどについて県民の方々にアンケートを行い、それを国土利用計画の改定に反映

することとしてございました。

今回の改定検討に際しても県民アンケートを行っておりますが、いわゆる土地対策に関する満足度みたいな質問をしてございませんので、仮に中間期で実施する場合には、5年前と比べてどうだったかというような比較に関して質問することができないかと思っております。

今回の改定に際して利用した県政世論調査が使えるれば、対象が広く県民の方々の年齢層、地域等も異なる形で調査ができると思っております。

また、県政世論調査以外では市町村に対しても、やはり計画の改定検討に際してはご意見を伺っているので、計画中間期について土地政策に係る意見照会を、例えば、5年前と比べてどうであったかというようなことができるかもしれないと考えております。

加えて、国土利用計画が土地利用に関する方向性を定めておりますことから、その方向性に向かっていると思うかどうかというようなことも、質問できるかと思っております。

今の検討はそういう状況でございます。

(倉持委員)

例えば、その中間期の結果が、例えば、満足されないといったことが分かった場合に、その結果が反映されるのか。質問の回答がどのように生かされていくのでしょうか。聞いて終わりなのかどうか。

(事務局：都市計画課)

計画の進捗管理ですので、聞いただけであれば意味がなくなりますので、それを国土利用計画の改定につなげるか、県の土地利用に関するビジョンを修正する事項なのかどうかはその時の結果次第になるかと思っております。

(倉持委員)

他の土地利用に関する計画にも関わってくるので、どういうところを変えていくのかというのが、非常に難しくなってくるような印象を持ちましたので質問させていただきました。

(秀島委員長)

今の調査は、愛知県のいろいろな政策のアンケートの中の一つ、二つか三つかわかりませんが、その中の項目として実施しているのでしょうか。

(事務局：都市計画課)

国土利用計画の改定に際しては、県政世論調査の中の項目の一つとして、土地問題についての各質問を実施しました。それを踏まえて調査できればと考えております。

(秀島委員長)

踏まえてとはそれとは別のもの、あえてこの国土利用計画だけのためのアンケートをやるということでしょうか。

(事務局：都市計画課)

国土利用計画が目指している方向性があるので、その目指した方向に向かっているか、どうかみたいなアンケートができないかと思っています。

できれば、経年変化を見ることができると一番よろしいですけど、計画改定の時に調査した内容が現在どうなったかというような。実は改定時の調査自体が経年変化を見るような質問にはなっていないので、どうしても、例えば中間期に前と比べてどうだったのかということを見るしかないのではないかと今は考えております。

(秀島委員長)

定期的に行う調査ですから、今から経年変化を探れることから、第1回と第2回の変化を確認することも可能ではないかと思えます。

(事務局：都市計画課)

委員長のおっしゃる通りでございまして、県政世論調査は希望する時期に手を挙げられるかどうかというのがございまして、機会があればそのような形をとってみたいと思います。

国土利用計画を改定したのが2020年3月ですので、この先1年後ぐらいに経年変化が見られるような質問アンケートをとって、それが5年後にどうなったか、そうすれば方向性が良くなったのか悪くなったのか、ということが確認できます。

調査が必ずできるかというのが少し難しく、計画改定期間であれば必ず今までも調査を行いましたし、何らかの方法で県民の意向確認を実施しました。

その時期以外ですと、どういう手法があるのか、ウェブでもそれなりの予算がかかりますので、通常の県政世論調査の中で組み込んで、実施できるかどうかというのが今の段階では不明確です。ただ実施してまいりたいという考えを持っております。

(倉持委員)

関心があるので、お伺いさせていただいております。

イメージがずれているかもしれないですけど、国土利用計画に関して県政の世論調査を行って、何らかの結果が出たときに、例えば、他の計画の中間評価をした時に、なぜこういう結果になったのかっていうことを検証して、例えば、では数値を変えますとか、目標を変えるとか、プロセスを重視しましょうとか、見直しをしていきますよね。なので、この結果で、例えば良くなっていけばいいのですけれども、そうでないということが分かった場合に、例えば、結果を生かした方向になるのか、そうでないのか、そうでないとしたら、例えば計画にその結果を反映させるか変えていくとか、もう少し変化させましょうねというような、実際の取り組みなどに反映させることができるのかどうか。

もしそうであれば、この国土利用計画は他の計画ともかかわっているので、他部署ともすり合わせが必要であるかもしれないのですけれども。個人的にはそれが反映されたいという希望があるのですが、そうしたところは現状としては難しいのでしょうか。

(事務局：都市計画課)

愛知県国土利用計画は、県の最上位の土地利用に関する計画でございます。それを基本として、今回ご審議いただいた愛知県土地利用基本計画でございます。

その下に個別規制法に基づく計画があり、国土利用計画を定める場合、当然ながら各土地利用規制等を行っている関係部署とも調整をとってございます。

仮に、中間期で何らかの検証を行い、国土利用計画の方向性に向かっていないとなれば、そもそもビジョンが正しかったのか、それともやり方が悪かったのか、そういう検証が必要だと思っております。

国土利用計画の改定に関しては、庁内関係課室とも、調整を行いすり合わせし、審議会でのご意見を伺って策定しております。また、市町村とも、協議、調整を行っておりますので、倉持委員がおっしゃられたように、方向性があるであればそのままいいと、何らかの形で、悪化もしくは方向性が違っていれば、計画そのものを修正するか、あるいはやり方を変えるかといったことが必要だと思っております。

(倉持委員)

結果が反映される。そう思ってよいということでしょうか。

(事務局：都市計画課)

県国土利用計画は、県の土地利用に関する基本ビジョンですのでそれが示した方向に向かっているかどうかは非常に重要だと思っております。

(秀島委員長)

例えば県国土利用計画を満足していますかって質問をすると、それが不満であったとしても、何をどうしたらいいかわからないんですよね、だから多分もっと具体的な質問になると思っていいますかね。

(事務局：都市計画課)

一般の方には、愛知県国土利用計画の認知度が低いかと思っておりますので、委員長が指摘されたような質問はしないほうが良いと考えてございます。むしろ土地利用計画が目指した方向に、なっていると思われませんか、というように、なっているかどうかを確認した方が良いのではないかと思っております。

(倉持委員)。

調査票は、ここで検討することができるのか、それとも事務局におまかせするのか。例えば、調査の時にこの国土利用計画っていうものの存在が知らない、そんなこともあったのかというような方にとっては、愛知県にこんな計画があります、こういうことを目指していますということを説明して、このことについてどうですか、というような、教育というか知識も得ながら回答することができるので、質問の作り方は大事だなと思っております。

質問の仕方によっては答えが変わってきます。この中間評価はすごく良い取り組みだなと感じているので、いいものにしていけばいいなと思っておりますけれども。これから作業検討されるということなので、イメー

ジが何かありますでしょうか。

(事務局：都市計画課)

調査票自体はまだこれからでございますので、どんな調査ができるかについても検討して参りたいと思います。委員の方々のご意見も伺いつつ行っていければと思っております。

(増田委員)

参考資料4の3ページですけれども、海岸の保全の評価指標が漁場の保全活動面積というのは、左の欄の海岸の保全の内容等とあまりあっていない気がするのですけれども。

まず、海岸の保全活動面積とはどのようなものでしょうか。

(事務局：都市計画課)

所管課は出席していないので、元となった個別計画の食と緑の基本計画を確認した上で後ほど回答したいと思います。

(増田委員)

例えばですね、これ左側のものと右側のものを比べてみるとですね、例えば海岸の開発の話をする、土砂の管理っていうのであれば、河川の方で、国交省の方が確か土砂に関しては、一級河川に対して収支を計算してすべて出してるデータがありますよね。

その土砂管理がうまくいっているのか、いっていないのか、このように監視されているとか、そういうデータであれば土砂管理であると思うのですけど。

他にもですが、例えば干潟の再生をはかります、海岸の保全と書いてあるんですよ。例えば、三河湾がいま全然アサリが採れないですごく深刻になっています。そうしたときに、干潟に土砂が供給されているのかいないのか、そういうデータで評価しないといけないのではないかなと思っていて、全体にこの評価指標、これをどうしてこういうふうに掲げているのが分からない。

(事務局：都市計画課)

参考資料4が作成中となっているのは、なぜかということも含めましてご説明いたします。

国土利用計画第3章では計画の実現に向けた必要な措置の概要を記載しております。

計画策定の際には、個別規制法等に基づく土地利用に関する計画を所管する県庁内関係課室も含めて調整して記載しております。

国土利用計画が目的とする基本理念を実現するために必要な措置の概要が記載されており、今回、評価指標をどうやって作ろうかということ考えたときに、第3章の計画の実現に向けた必要な措置の概要に関して、具体的な土地に関する規制等を行う所管課が、どんな計画を持ってどんな評価指標を使っているのかを整理してみようと、そういう試みで作成しました。

参考資料としては整理の途中でして、また、個別計画自体がまだ策定中

のものなど外に出しづらい段階のものもございます。

その段階ですが実際に国土利用計画はどんな、具体計画の中で実現されていくのだろうということを整理しております。この評価指標をそのまま国土利用計画に使えるとは思ってはおりませんが、必要な措置の概要というものの実施がどのようにされているのかを、整理して考えてみるための参考資料としております。

他県の事例もみておりますが、P D C Aを国土利用計画で実施しているところは少なく、いわゆる進捗管理については面積目標の数値以外は把握してないところが多いです。そういったこともありまして、今まで本県では面積の目標数値の結果だけを国土利用計画審議会で示してまいりました。

計画の進捗管理については、これまで審議会での委員の方々から様々なご意見を頂戴したことを踏まえて、進捗管理のあり方について模索しながら検討を進めているところでございます。

(秀島委員長)

この漁場の保全活動面積は食と緑の基本計画の中で、進捗管理に使われているとしたら、それを国土利用計画に使うのはなんかへんな感じがするのですが。それはそれで計画がきちっと動いていて、そして、チェックしているわけですから、国土利用計画の進捗管理は、むしろどうしても他の計画で見つかってこないところで何かしないといけないような気がするのですけれど。

(事務局：都市計画課)

今回、国土利用計画の第3章が、実際具体的な個別計画の中でどのようなになっているのかについて、その評価指標を参考として把握するものとして参考資料4を作成しております。

その上で国土利用計画の基本方針に向かっているかどうかの指標なり、何らかの確認の手法を検討できないか、ということで整理を始めてみたものでございまして、この指標をそのまま国土利用計画に使うということは考えてはございません。

(秀島委員長)

先ほど増田委員が発言されたことを言い換えると、海岸の保全っていうのができているかできないかっていう進捗管理は、面積、土砂管理などいってみれば階層構造になっていて、いつ評価するのかというのが、倉持委員が最初に投げかけたことだと思います。いろいろ捜しながら見つかるということでしょうかね。

(事務局：都市計画課)

国土利用計画の評価をどのように行ったらよいのか、これまで第四次計画までは面積数値のみで、しかも結果のみを提示しておりました。

それでよいのかということ審議会においてご指摘を受けておりました。

今回、第五次計画の第3章の9に各種指標を用いて計画の管理をするということが、国の計画でも記載されていまして、今回の第五次計画からそういった進捗管理のことを記載しております。それを踏まえてどうや

って評価するのかを考えているところです。

国の計画でもオープンになった評価指標が全くない状態ですので、模索しながら、先生方のご意見も踏まえながら考えてまいりたい。

(秀島委員長)

アイデアを出していただければということでしょうかね。

大きな調査の中の一、二項目としてではなく、この国土利用計画のためだけに調査を実施することは可能ですか。

例えば件数を減らして、もうちょっと踏み込んだ説明をして、そこで、県国土利用計画を理解してもらった上で回答してもらう方が、たくさん施策が上がる中の二つか三つのうち、ここだけ一番わかりにくそうな質問みたいになっていきますし、そうして、軽く扱われて回答される質問をするよりも、ちょっと考えてもらってから、あるいは全容を分かっていたいて、回答の人数を減らしてでも、より真剣に考えてくれる人からの回答の方が進捗管理には役立つような気がします。

そういう予算立てとか、そういう調査を実施していいのかどうかはよく分からないので思いつきでしかないですけども。

(事務局：都市計画課)

意見調査の方法には、県政世論調査を使うもの、数を集めるのならばウェブ調査もありますがこれはあまり難しいものはできません。委員長ご指摘の通り、やはり国土利用計画は認知度が低いものがあるものの、土地対策に対する関心は高いものがございます。

計画改定の時期に県民意識調査は行っており、土地対策そのものには関心が高いので、国土利用計画というものはこういうものである、こういうビジョンで将来に向けた10年計画であるということを説明しつつ、一定のご理解を得た上で、アンケートなり質問なりを投げかける方法は、確かに一番有効だと思ってございます。

ただ、実施するには一定の予算も必要ということもありますので時期が問題になり、毎年はなかなか難しいだろうと考えております。改定時期もしくは中間期の見直し時期で実施することになるかと思っております。

(秀島委員長)

土地対策として聞くと、その結果を受けて国土利用計画はどうしたらいいのかがちょっとわかりにくくなってしまうこともあるので、やっぱり進捗管理のために聞くっていうのであれば、政策、施策、事業、はっきりさせた上で、どれに関しての意見表明を求めているのかを明らかにしないと、先ほどの倉持委員の問題意識ですけども使えないのではないかと気がしましたけど。

(事務局：都市計画課)

ご指摘を踏まえて検討したいと存じます。

(武田委員)

参考資料4なのですが、8ページの「6 土地の有効利用の促進」のな



かに「(5)所有者不明土地等の増加への対応」があり、9ページの「8県土に関する調査の推進」があつて、その中に第7次国土調査事業十箇年計画と書いてあり、その目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従つて地籍調査を行いとあります。

それで、現状値が約13%、10年後に目標値として約17%まで進めたいというふうにあるのですが、一つ目が「6(5)所有者不明土地等の増加への対応」は「8 県土に関する調査の推進」とリンクしていて、「6土地の有効利用の促進」は結局のところ地籍調査を進めて、その結果を土地利用につなげていきたいということをあえて6(5)で触れられているのは。

もう一つ、緊急性を要するような気がするのですが、というのは世代交代が進み、また、いつ大規模災害が起こってもおかしくない中で、把握をされたいということですから、その目標値ってというのは、市町村がされていて、このような作業だから、どのような限界があり十年間で4%となっているのか分からない。

(事務局：都市計画課)

地籍調査自体が、6(5)所有者不明土地の増加への対応の手法の一つです。

今般、国土調査法などが改正されましたが、その中でも国土調査、地籍調査の推進ということがうたわれてございます。

なぜこれが10年で約4%の進捗なのかですが、確かに武田委員ご指摘の通り今後少子高齢化が進展しますと所有者不明土地が増加することが想定されます。そういったこともあつて本県としても早く進めたいところでございます。

全国の進捗率は約52%の中で、現在、地籍調査の進捗、本県は下から数えて5番目ほどでございます。

大都市部の地籍調査は遅れがちで、大都市部では地権者の権利意識が強く、また、土地が細分化されており、どうしても調査を進めるのに時間がかかります。なかなか境界立ち合いとかが難しいなどの事情もあつて全国的に遅れております。

また、先ほど200平方キロを10年で調査して、進捗率を13%から17%に進めると申し上げましたが、これもなかなか正直なところ、かなり途方もない数字に近いものがございます。

本県では、これまで、調査開始から60年あまりが経過しており、それで進捗率が13%でして、これを今後10年で4%進めることとなります。ただし測量技術も進歩しておりますし、関係法令も改正されてやりやすくなっておりますが、10年で200平方キロメートルを調査するのは非常に大変で、本県としてもなるべく早く進めたいという思いは持っておりますが、着実に進めていくことが一番いいと思っております。

(武田委員)

進まない原因というのは、大勢の土地の地主さんがいるので、進みづらいついていうのはわかるのですが、その土地に対する、聞き取れなかったのですが何が強いのでしょうか。

(事務局：都市計画課)

土地に対する権利意識です。都会ですと土地が細分化、権利関係が輻輳しており、また土地単価が高いので、少しでも境界がずれれば、すごく影響が出ますので、経済的関係、そういったことからなかなか進まないことがございます。

これは本県だけではなく、都市部をかかえる、大阪、京都、それから東京、神奈川、千葉なども同様の状況です。

(武田委員)

もめるから結論が出ないとかですね。

(事務局：都市計画課)

どちらかという県の中でも、都会でないところが進んでございます。

(秀島委員長)

そういうことが参考資料4に掲げられた愛知県国土利用計画第3章の6(5)と8に書かれている。

(武田委員)

結局、愛知県国土利用計画第3章の8の地籍調査を進めて土地利用を図るそういう内容が6(5)にも書かれているということではないのでしょうか。

(事務局：都市計画課)

昨年3月に策定しました国土利用計画は、審議会でのご審議を賜り、国の計画の構成などをベースにしながら作っていますが、今おっしゃられたように重複する内容を記載しているところもございます。

(秀島委員長)

国土利用計画の構成がこうなっているということですね。

(中川委員)

理解しきれていないかもしれませんが、参考資料4の評価指標はそれぞれの目標値を立ててはいますが、これはこの個別計画とかデータの中での目標値ですね。

(事務局：都市計画課)

中川委員のご発言のとおり、ここに書かれている現状値、目標値は個別計画の中の指標です。

(中川委員)

なので、この目標値はもうすでに、例えば、「食と緑の基本計画2025」という今走っている計画で定められております。これは、進捗状況を把握して評価して、次にこれを改訂するときに、この国土利用計画に沿っているように、さらに基礎資料として、これもうすでに計画での目標値があって、これを計画とあっているかどうかというのを見たいということでした。

ようか。

さらにこの個別計画を改定するとき、その方向に則っているかどうかをさらに検討して、相手に課すといったことでしょうか。別の計画はすでにあるわけですね。

(事務局：都市計画課)

今回のこの参考資料4の趣旨をもう一度お話しますと、国土利用計画の第3章が、国土利用計画の基本方針等に向けた必要な措置の概要ということ掲げてございます。

この必要な措置の概要は、個別計画ではどうなっているのか、どういった現状値、目標値を持っているのかを途中段階ですが一度整理したもので、国土利用計画の指標を考える上での参考資料として作成したものです。国土利用計画の事業ではなく、各個別計画のしかも目標年次も違うものもあります。

ただ、国土利用計画は県の最上位の土地利用に関する計画であって当然その理念ビジョンについては、各個別計画に反映されるものでございます。

その国土利用計画第3章の措置の概要が、今現在どの計画でどんな指標を持ったものになっているのかということ一度整理し、その上で国土利用計画での指標を考えてみたかったというものです。

(中川委員)

これが次の個別計画が改定されるときにその方向に向かっているからそれでいいのかというそういう議論ではない。

(事務局：都市計画課)

こういった土地利用に関する計画を策定する際には、大抵は庁内で事前調整を図っております。

事務局（都市計画課）では、もし個別計画を作られる際に県庁内からの照会があれば、国土利用計画と整合がとれているか、方向性が合っている計画かを確認し、必要により調整意見を出すこととしております。

逆の場合ですと、国土利用計画を策定するときには、関係者に広く意見を聞いて、各個別計画との整合を図っております。

その第3章の内容が、個別計画の中でどのようになっているのかを一度整理した上で、国土利用計画としてどういう評価指標があるのかを考えてみたいということで整理しております。

(中川委員)

はい、わかりました。

(秀島委員長)

最終イメージとしてはここに載っているもの以外にもあって、さらには個別計画で進捗管理してないことも加わったりしそうですか。

(事務局：都市計画課)

ここに個別計画のすべてが全部記載されている訳ではなくて、個別計画

で進捗目標KPIを定めているものばかりではございません。

国土利用計画自体はKPIを持っておりませんので、進捗管理をする場合にどのような手法があるのかを模索しているところです。

(秀島委員長)

もし、個別計画にない指標だったら、それを実行することを誰がするのかという問題はおきないでしょうか。

(事務局：都市計画課)

最終的には国土利用計画のビジョンの方向性に関する指標ができればとは思ってはおります。

(秀島委員長)

今回、議論のための材料として参考資料をご用意いただいたと思うのですが、何か、いわゆるPDCAの進捗管理の流れみたいなものを一度整理しても良いと思いました。

(武田委員)

SDGsの項目に照らして聞くのが一般的な人からすれば、非常にわかりやすいと思います。

参考資料にも書いてありますよね、SDGs11とか12とか、だから当てはまるものを、これは達成されていると思いますかということだけでも、何か聞こえてくるような気がするのですけれど。

目標値っていうのは、どういう理由で目標値が定められたのかもわからないし、これが適正なのかどうかかわからないわけですよね。

でも感覚的にはSDGsっていうのが生まれて、それはもう普通一般の人たちの悩みにしてきた事だからこれだけ浸透してきているわけじゃないですか。それに合う、そう思わないなど、つまり聞かれる方もわかりやすい結果ができるのではないかと思いますけど。

(事務局：都市計画課)

参考資料3の裏面にSDGsが掲げた17の目標を記載してございます。県国土利用計画は、SDGsを念頭に置いて策定してございますので、委員のご指摘を踏まえて考えてまいります。

(増田委員)

参考資料4の9ページの、「8 県土に関する調査の推進」ということで、この下から二段落目に「希少種を始めとする生物の分布状況は、自然環境を保全・再生する・・・」と書いてありますけど、これもうすでに愛知県では終わっていて、グリーンデータブックというのは既に発行されていて、これは更新をしておられるので、もうすでに調査は終わっています。既に完成しているものはたくさんあるのではないかなと思います。

(秀島委員長)

進捗管理方法については、検討の余地が引き続きあると思いました。本審議会で議題になるのでしょうか。

(事務局：都市計画課)

次回11月の本審議会では、毎年の議題である土地利用基本計画の計画図と、今回の特別委員会で審議いただいた計画書の改定を予定しています。国土利用計画の進捗管理、評価指標については引き続きの検討事項だと思っております。

(秀島委員長)

計画の進捗管理方法は、次回の特別委員会の議題になるのでしょうか。

(事務局：都市計画課)

特別委員会については、国土利用計画の改定に係る一連としては今回が最後となります。ただ、計画の進捗管理方法については、これから議論するところがあると思っております。

個別に委員の方にご意見を伺わせていただきたいと思いますと思っております。

(秀島委員長)

前半の議題である土地利用基本計画の計画書は、委員長と事務局で調整して本審議会に諮ることといたします

#### 4. 閉会 (齊藤都市計画課長)